

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第27号 北方町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第28号 工事請負契約の締結について（北方中学校エアコン設置工事）（町長提出）
- 第4 議案第29号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第5 意見書第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について（総務教育常任委員長報告）
- 第6 意見書第2号 「手話言語法」制定を求める意見書について（厚生都市常任委員長報告）
- 第7 発議第1号 雇用の安定を求める意見書について（議員提出）
- 第8 発議第2号 社会保障と税の一体改革に関する意見書について（議員提出）
- 第9 発議第3号 集団的自衛権に関する慎重な検討を求める意見書について（議員提出）
- 第10 農業委員会委員の推薦について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

（追加日程）

- 第1 発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について（議員提出）
- 第2 発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書について（議員提出）

---

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 室戸英夫 副町長 野崎眞司

教 育 長	西 原 朗	総 務 課 長	林 賢 二
都市環境農政課 技術調整監	窪 田 吉 泰	福祉健康課長	加 藤 章 司
税 務 課 長	渡 辺 雅 尚	上下水道課長	川 瀬 豊
住民保険課長	山 田 潤	収 納 課 長	白 井 誠
教 育 課 長	有 里 弘 幸	都市環境農政課長	奥 村 英 人
会 計 室 長	松 井 敦	庁舎建設・ 防災担当課長	後 藤 博

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安 藤 ひとみ	議 会 書 記	恩 田 直 紀
議 会 書 記	平 川 悟		

---

○議長（立川良一君） おはようございます。

第4回の北方町定例議会もいよいよ最終日を迎えることになりました。連日にわたって精力的に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、ただいまから第4回北方町定例議会を開催いたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 鈴木浩之君及び5番 安藤浩孝君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第27号

○議長（立川良一君） 日程第2、議案第27号 北方町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この条例の第27号については、消費税が3月までは5%であったわけですが、今度は8%になるということで、10%、財界は19%ぐらいまで行っているわけですが、どれだけになってもいいような使用料の計算方法になっているということでもあります。

私たちは、消費税の増税には絶対反対ですので、このものに対しては反対をしたいと思います。以上です。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第28号

○議長（立川良一君） 日程第3、議案第28号 工事請負契約の締結について（北方中学校エアコン設置工事）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第29号

○議長（立川良一君） 日程第4、議案第29号 平成26年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 意見書第1号

○議長（立川良一君） 日程第5、意見書第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） おはようございます。

議長の命により、委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託をされました意見書を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により報告を申し上げます。

付託年月日は、平成26年6月24日であります。

件名につきましては、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてであります。

審査の結果は、平成26年6月24日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定をい

たしましたので、御報告を申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（立川良一君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから、意見書第1号を採決します。

意見書第1号に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま井野勝巳君ほか3名から、発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第1 発議第4号

○議長（立川良一君） 追加日程第1、発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務教育常任委員長 井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） 追加をしていただいたんで一番最後かと思いましたが、発言を求められましたので、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）を提案させていただきます。

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回、2015年のNPT再検討会議を前に、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから4年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋はなお見えていない。米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万7,000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ、偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は、現実存在している。

この状態を打開し、核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

今、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、その上に核兵器全面条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動をおくらせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、当面する第2回準備委員会を初め、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日、岐阜県北方町議会。提出先、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 新藤義隆殿、外務大臣 岸田文雄殿宛てでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 日程第6、意見書第2号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

厚生都市常任委員長 伊藤経雄君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） おはようございます。

議長の命を受けまして、私ども厚生都市常任委員会に付託されました意見書審査報告書。

本委員会に付託された意見書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告します。

記1. 付託年月日、平成26年6月24日。

2. 件名、「手話言語法」制定を求める意見書について。

3. 審査の結果、平成26年6月24日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（立川良一君） 委員長報告に対する質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから、意見書第2号を採決します。

意見書第2号に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、意見書第2号は委員長の報告どおり採択することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま伊藤経雄君ほか4名から、発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第2 発議第5号

○議長（立川良一君） 追加日程第2、発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

厚生都市常任委員長 伊藤経雄君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは、「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、またフィンランドの憲法を初め、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意見疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

これらの理念や制度が実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を見につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日、岐阜県北方町議会。提出先、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 田村憲久殿、文部科学大臣 下村博文殿。

以上です。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。



○議長（立川良一君） 日程第7、発議第1号 雇用の安定を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 議長の命を受けまして、それでは、雇用の安定を求める意見書（案）。

働くことは生活の糧を得るだけでなく、人生の生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段です。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは国の重要な責務です。しかし、政府は規制改革会議や産業競争力会議で労働規制の緩和を検討しています。現在、政府が検討している「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、金銭の支払いによって今よりも簡単に解雇されるようになり、「限定正社員」が制度化されれば、工場や営業所等の閉鎖に伴って簡単に解雇されるようになってしまいます。

また、政府は労働者派遣法を改正して、「常用代替の防止」の原則を変えるなど、安定雇用が減少し、不安定雇用が大幅に拡大することなども危惧されます。

さらに、いわゆる「ブラック企業」問題に象徴されるように、長時間労働など労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働の結果生じている過労死が大きな社会問題となっています。過労死は、本人及び遺族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策を総合的に推進することが求められています。

よって、政府に対して、次の事項の実施を強く要望します。

1. 「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の制度化、労働者派遣法の大幅な緩和について慎重に対応し、雇用の安定を図ること。

2. いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。

3. 過労死防止対策を総合的に推進すること。

4. 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成を図り雇用を創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月27日、岐阜県北方町議会。提出先、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 田村憲久殿、経済再生担当大臣 甘利明殿、内閣府特命担当大臣（規制改革） 稲田朋美殿。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 今の提案者の件に関しましては、労働者はみずから働いて賃金を支払われる立場、使用者は資本を有し、利益を追求する立場、成り立ちから、弱者と強者の違いがあり、

対等の立場にはない。成果は労働者だけの評価でできるものではなく、むしろ使用者が判断する要素が強いように思われる。仮に成果が上がったと労働者が判断しても、使用者が違うと判断すれば、それは成果が上がっていないという評価になる可能性が高い。労働者は、使用者が求める成果を上げなければ賃金を得ることができなくなる。労働者と使用者との間に成果に関する意思の相違があると、労働者に新たなストレスを生み、過労死や鬱病の人が増大する可能性がある。安倍総理大臣の考えは、労働者の立場をさらに弱くするものであり、この件に関しては賛成をいたします。以上です。

○議長（立川良一君） 起立によって採決を行います。

意見書案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立4名〕

○議長（立川良一君） 起立少数であります。したがって、発議第1号は否決されました。

---

### 日程第8 発議第2号

○議長（立川良一君） 日程第8、発議第2号 社会保障と税の一体改革に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） それでは、発議第2号 社会保障と税の一体改革に関する意見書についてを申し上げます。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出いたします。賛成者、鈴木浩之君であります。

社会保障と税の一体改革に関する意見書（案）。

平成12年4月1日施行された「高齢者社会対策基本法」は、その前文で「我が国は、人類の願望である長寿社会を享受できる社会を実現しつつある。その社会とは、長寿を全ての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会である」と定義をしております。

そのためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムを不断に見直し、適切なものとする必要性を説き、国、地方公共団体、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながら社会全体として高齢化社会対策の総合的な推進をしていくと、この法律の制定趣旨を説いております。

一方、「社会保障制度改革推進法」において、社会保障の充実と給付の重点化、運営の効率化とともに、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現するために、その財源を消費税増税とあわせて低所得者の生活を保障し、均衡ある社会生活の実現が重要と説かれている。つまり国民がゆとりを持ち、安心して暮らせる環境づくりを重要としているのである。

以上の趣旨に鑑み、医療、介護等について、左記の事項について速やかに実現を求めるもので

あります。

1. 「社会保障と税の一体改革」は、少子・高齢化に伴い予算額が膨張し続ける「年金や医療、介護など社会保障給付費と少子化に対処する施策に充てる」ことが明かされている。

消費税増収分は「社会保障の安定化」と「社会保障の充実」を図るため、各地方自治体が円滑に社会保障制度を推進できるよう財源措置を図ること。

2. 「医療・介護総合確保推進法」による地域包括的ケアシステムの構築は、在宅介護者を地域で支えていくため、訪問診療や訪問介護、訪問リハビリ、口腔ケアなど、住宅医療は欠くことができない。

「在宅」介護への移行は、必要な医療・介護が一体的に24時間体制で確実に受けられるシステムづくりが必要であり、随時対応可能な医師・看護師・介護支援専門員の確保は喫緊の課題である。

国の責務において人材確保を図り、適切な医療行為等が受けられるよう図られたい。また、保健サービスの提供体制を考慮し、介護保険事業計画は地域間格差が生じない施策を講ずること。

3. 介護保険改正法案により、特別養護老人ホーム入居者を「要介護3、4、5」の中・重度者に限定することは、施設入居待機者の解消につながる一方、各自治体は「要介護1、2」の人や「要支援1、2」の受け皿づくりは容易ではない。

市町村事業に移行する場合は、地域支援事業費を見直し、施設拡充等基盤整備に係る財政措置を図るとともに、介護職員の処遇改善や人材育成に要する介護保険財政安定化基金など国庫補助金の見直しを講じられたい。

4. 超高齢化社会が進む中、介護報酬改定では「施設」から「在宅」への移行が審議されている。老老介護を含め、介護する家族がストレスにより暴行・虐待、ひいては死に至らしめるケースが後を絶たない。長期化する介護者へのケアについては、訪問介護の充実と認知症ケアの指導や研修制度の確立を図り、高齢者が安心して暮らせる制度を講ずること。

5. 医療保険制度において、70歳からから74歳までの医療費窓口負担を1割から2割に引き上げたことにより、中・低所得者層は国保税と介護保険料と合わせて重税感は拭えない。自己負担額の引き上げは税の滞納を招き、国民皆保険の運営にまで影響を与えかねない。負担能力の低い世帯等の支援分を見直し、基盤安定負担金による財政支援を図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月27日、岐阜県北方町議会。提出先は、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務・金融大臣 麻生太郎殿、総務大臣 新藤義孝殿、厚生労働大臣 田村憲久殿、経済再生担当大臣 甘利明殿に提出をしたいと思っております。

よろしく御審議いただきまして、御支援いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この意見書案の中で、まず消費税の増税がうたわれているわけですが、

私たちは年金を引き下げられておる、あるいは生活保護も引き下げられているわけでありますが、その反面、大企業などの法人減税を今後数年間にわたって、今35%ですが、25%に持っていくということでありますが、そういうことも含めて福祉給付費と少子化に対する施策に充てられる。今はもう8%になっているわけですが、そのうちの2.5兆円ぐらい、5,000億円ぐらいがこれに充てられておるということで、全てはいついていないと思いますので、この辺についてはどうですかね、お願いします。

消費税増税とあわせて、低所得者は1万円ということにはなっているわけですが、1のところでは社会保障と税の一体改革ということで、確かにこういう問題が起きているわけですが、私たちから増税して8%取って、その分をどこに充てるかということに対しては、これは国の言うとおりに書いてあるということでありますが、私はそういうふうには思わないので、この辺についてはどうですか。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 今、消費税について日比議員からの質問でありますけれども、私がこの部分で申し上げたかったことは、さきの消費税の見直しに対して、消費税は社会保障の充実に使うということを明確にされた上で上げられてきたと。

ところが、実際問題この試算をしますと、8%に上げたことによる消費税は5兆円に上ります。その5兆円が、新聞報道ではありますけれども5,000億円で、4兆5,000億円はほかのほうへ使われているということです。確かに、その部分には使われますけれども、全体を見てもらって、この5,000億円で今の諸課題が解決できるかといったら、とても解決ができませんので、5項目にわたって書いておきます。

そのあたりで、充実に使ってもらって、もう少し地方の財源をいただかないと、先ほどの3、4、5という中・重度者に決めたこと、これはもう法案に通っております。その中で、今度は要介護1、2、要支援1、2を地方へおろしてくることがほぼ確実であります。そういったときの財源を地方は賄うのは大変なので、こういったことも財源措置に使ってくださいよという意味合いを込めております。

それとまた、重税感を拭えないというのは、今高所得者については2割に引き上げします。また、介護保険においても2割をしようとしています。来年の4月には、それへ向けて協議を進めておるようでありまして、低所得者層の上限は年間所得280万円であります。そのあたりのところへ来ますと、2割の負担になりますと大変生活的にも厳しい状況がかかってきます。これは国保の保険だけじゃなしに、ほかの税金もそれぞれについて回ってきますので、生活的に厳しいんじゃないかということで、その文章を入れさせていただきました。御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 質疑を終わり、討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただいたんですけれども、私はこの社会保障と税の一体改革に

関する意見書については、消費税の増税ということでもともと反対であります、国の言うとおりに案としてここに書かれているわけですが、国民から消費税を取って、今5兆円と言われましたが、そのうちの5,000億円が少子・高齢化とかそういうことにわずかしが使われないということと、もう私たちから取ったお金を、1つは大企業などに充てるということですが、復興税制の問題でも本当は3年間取りたかったんですけども2年で打ち切るとか、それから大企業などの法人税減税を今後数年間に、今35%ですが20%ぐらいに持っていくということになりますので、本当に私たちの暮らしは大変になるのではないかと思いますので、消費税の増税は絶対にしてはならないと思いますので、反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

お諮りします。起立によって採決をします。

意見書案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立5名〕

○議長（立川良一君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第9 発議第3号

○議長（立川良一君） 日程第9、発議第3号 集团的自衛権に関する慎重な検討を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 集团的自衛権に関する慎重な検討を求める意見書（案）を提案させていただきます。

過日、全協におきましても、この問題につきまして提案をさせていただきました。

いろいろ国のほうでも、大変この問題については協議が進められて、与野党ともになかなか拡大解釈ができないような動きがあります。私も、そういった世論の声を背景に、こういった形の中で、県のほうからも求めてくれという御意見もある中でありますけれども、そういった中で、私なりに考えて、今果たしてたがを外してしまっているのかどうかという憂いのもとでつくらせていただきました。慎重な検討を求めるという意見書であります。御理解いただきますようお願いいたします。

日本国憲法第2章、第9条は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めている。

政府は、第9条を拡大解釈のおそれがある「手段的自衛権の行使容認」について、閣議決定を急いでいるが、解釈を変更する進め方について、国民の67%が「適切でない」と答えている。また、日本が集团的自衛権を使えるようにすることについては、56%が「反対」、国連の集団安全保障で日本が武力を使えるようにすることについても、「反対する」が65%を占め、世論調査で

は過半数以上の国民から反対意見が出されております。

政府は、国際情勢の変化や日本周辺の事変を想定し、憲法の解釈を拡大する法案づくりに性急な姿勢をとっている感は否めない。

憲法第3章、第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と明記され、第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と定義されている。

我が国は、第二次世界大戦において広島に原爆が投下され、焦土と化した。広島、長崎では21万人以上のとうとい生命と財産が失われ、戦争の犠牲となったことを戦後70年を経ても忘れてはいない。

第9条2は、「目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」とあり、戦争放棄は憲法に明確であることから、政府は、基本的人権や生命、自由及び幸福の権利を尊重し、国会において十分な時間をかけた審議が必要であり、関係者とも意見交換を踏まえ、広く国民に説明するとともに、国民的議論を経るなど、慎重審議を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日、岐阜県北方町議会。提出先は、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外部大臣 岸田文雄殿宛てでございます。

よろしく御審議のほど、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 提出者の井野議員に二、三質問をしていきたいと思っております。

今説明する前に、世論の声を背景にと声を大にして言われました。先日、全協で審議をされた内容と、きょういただいたものとは大きく変わっています。

前回、審議したものについては、集団的自衛権に関する意見書の下から3行目、広く国民の意見に耳を傾け、世論の同意を得るべく慎重審議を図るということになっていましたが、きょうのはそれが全く抜けております。国会において十分な時間をかけた審議が必要であり、関係者とも意見交換を踏まえ、広く国民に説明するとともに、国民的議論を経るとなっておりまして、最初の世論の声をということを言われました。国民の声に耳を傾けるということは当然であります。こんな大事な文言が外されております。まず外された理由、ここから御説明をお願いします。

○議長（立川良一君） 井野勝己君。

○9番（井野勝己君） この文章は、確かに頭のほうも変えさせていただきました。皆さん方の全協での意見をお聞きする中で、やはり十分な御理解をいただきたいという思いから、このような形で変えさせていただきました。これを、各地方議会では採決をする議会、またそうでない議会

もあります。

今、大変に世論的には、昨今、きのうもこのような形でいろいろそのような話も出てきまして、今国会のほうとしては進めようとしておりますけれども、我々はあくまでも被爆国でありますし、今こういう核開発が進む中で、本当に慎重に審議をしていただかないと、もうあした、あさっては下手したらミサイルが飛んでくるというような状況下でありますので、これは慎重審議をしてもらわなければならないという思いで提案をしております。御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 私、今お聞きしたのは、そんな話は一言も聞いていないですよ。広く国民の意見に耳を傾け、世論の同情を得るべく、これが外されましたね。外された理由を聞いているんです。教えてください。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 十分に時間をかけた審議が必要ということでもありますので、関係者とのこれも、当然広く国民に説明をせよということをおっしゃっておりますので、そんなに意味合い的には私は変わったとは思っていないんですが、御理解いただけませんか。以上です。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、この意見書を私は読めば読むほど、正直言って理解できないんですね。これを見ますと、前文に憲法9条、それから9条の2、11条、13条の定義がしっかり意見書に書かれているんです。それで、それらの憲法の定義の行間に挟むように、9条の拡大解釈のおそれがある、世論調査では過半数以上の国民から反対が出ている、憲法の解釈を拡大する法案づくり、戦争放棄は憲法に明確である、広島、長崎に原爆が投下され21万人以上のとうとい命が失われ、戦争の犠牲となったことを戦後70年をたっても忘れてはいない、基本的人権、生命、自由、幸福の権利を尊重しというふうに書いていますよね。最初の頭から足の爪先まで、これは集団的自衛権、反対の文言じゃないですか。しっかり憲法のことかうたっております。

先日、自民党の岐阜県連が出されて県議会で可決されたものは、こういったものは何も入っておりません。非常にすっきりとしてわかりやすい意見書が可決をされております。

これは、前段に憲法を守らなあかんよ、憲法重視だよと言いながら、その先が違うんですね。だから、このあたり、どうも整合性がとれていないというふうに思っております。そのあたり、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 議員との意見の相違でしょうけれども、私も議員の言われるような形の中でこれをしたためたつもりであります。

というのは、憲法にはしっかりとこういったことが書かれております。ですからこれを今、拡大解釈を自民党は進めようとしております、与党においては。ですから、それについては憲法でこのようにうたっているじゃないかと。だったら、もうちょっと慎重に審議をして、国民に広くそういったことを知らせる中で協議を進めていただかないと、途中にも書いてありますけど、拙

速に進めてもらっては困りますよと言っておるわけですから、何ら、議員の言われるような意味合いと、私の言いたい意味合いが大差があるとは考えておりません。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 一番最後になりますが、慎重審議を図るよとということ、慎重審議をした後はどうなるんですか。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） これは、私が決めるわけではございません。国のほうにおいて決定をします、それを私たちは求めておるわけ、慎重審議をしてくださいと。来月にも閣議決定をしようとしておる動きの中で、もう少し時間をかけて審議をしていただけないかという意見でありますので、私どもが決めるわけにはいきませんので、国に対して、そういったことを性急にやってもらっては困るのではないかという思いで書いております。

○議長（立川良一君） 質疑を終結します。

討論を行います。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 私は、この意見書について反対をいたします。

井出一太郎は、戦後、日本国憲法に対して、「敗れたる国のまほらに新しきおきてをつくる責めのゆゆしさ」と詠みました。

日本国憲法前文に、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることに決意し、ここに主権が国民を存することを宣言し、この憲法を確定する。第2章、第9条では、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」としております。

現政権は、この憲法9条の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を可能にし、他国を守るために自衛隊が海外で武力行使をできるようにしております。憲法9条は、戦争放棄や戦力不保持を定めていますが、自衛権までは否定をしております。しかし、自衛権の行使は必要最小限度の範囲にとどめるべきで、自国が攻撃をされていないのに他国への武力攻撃に反撃できる集団的自衛権の行使は、憲法上許されるものではありません。従来憲法解釈に関する政府見解は、集団的自衛権の行使について、戦争放棄と戦力の不保持を定めた憲法9条から許容された必要最小限の範囲を超えると解釈し、一貫して禁じてきました。このまま憲法解釈を180度変更し、集団的自衛権の行使に踏み切れば、国民の自由や権利を守るため、政府を縛る憲法の立憲主義の否定になります。

この政権は、日本をまた戦争をする国につくりかえようとしているのでしょうか。集団的自衛権が行使でき、武力行使ができることになれば、発足60年で自衛隊の行き先は戦争をする軍隊になり、殺し、殺され、血を流し、また今来た道に戻るのでしょうか。日本国民にその覚悟はあるのでしょうか。

共同通信最新の全国世論調査では、解釈改憲57%が反対、賛成29%と、国民の民意ははっきり



と「ノー」であります。

沖縄は、6月23日、太平洋戦争末期の沖縄戦で旧日本軍の戦闘が終結した日、沖縄慰霊の日を迎えました。凄惨な地上戦は3カ月に及び、犠牲者は日米で20万人を超え、このうち9万4,000人は市民でありました。

メディアが伝えるところ、この慰霊の日、戦没者追悼式で平和の詩「空はつながっている」を小学校3年生が朗読をしました。目の前に広がる青空の先には、今も戦争をしている国がある。どこまでが平和で、どこまでが戦争なんだろう。どうしたら戦争のない、どこまでも続く青い空になれるのかな。戦争で家族や友達を亡くした人に気持ちが伝わるようにとの思いで読み上げられました。このかけがえのない子供たちを二度と戦渦に巻き込むことをしないようにすることが、今を生きる私たちに課せられた使命だと思えます。

本町において、平成23年9月、非核平和都市宣言を議会において全会一致で議決をしました。これは、恒久平和への市民の決意を示すものであります。

私は、これまで述べましたように、集団的自衛権の行使に反対でありますので、慎重審議を図る意見書には同意せず、反対いたします。

○議長（立川良一君） お諮りします。意見書案の採択を起立によって採決したいと思います。

意見書案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立5名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 農業委員会委員の推薦について

○議長（立川良一君） 日程第10、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は1人とし、豊田良吉君を推薦したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案推薦の農業委員は1人とし、豊田良吉君を推薦することに決定をいたしました。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 動議を出したいと思うんです。というのは、この1年間、副議長に対する、前回も私、副議長の職につくことについて言いました。今回もそういったことに触れるような事案がありまして、きょうの委員会でも先ほど話をしたんですが、その発言について議長によると、本人に確かめたところ認めていたということで、きょうはそういったことを消そうということになったんですが、消さなくていいというような話になりました。これは議会に対する言葉でありますので、私としては、これはちょっと看過できないというところで、不信任を動議として提案をします。

〔「休憩」の声あり〕

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時12分

○議長（立川良一君） では、再開をいたします。

ただいま井野勝巳君から、副議長の不信任決議をすることの動議が提出をされました。

提出者のほかに1名以上の賛成者が必要であります。よって、これよりその確認をいたします。

本動議を議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立川良一君） この動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

まずその内容について説明を願います。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 先ほど全体をちょっと触れさせていただきました。今もここで座る中で話をしておったんですけれども、その内容につきまして、議会に対する言葉であったと。本人はひとり言というか、正式な発言でないというようなことでありますけれども、テープを聞かせていただいたところ、テープにはしっかりと残っております。副議長として、議会をまとめていただいて、その仕事を遂行していただかなければならない立場の人が議会をどうのこうのという発言については、これはもう見過ごすわけにはいかないと。

それと、この1年間、副議長の職をとっていただいております。さきの問題においてもありましたけれども、一番僕が非常に嫌な目をした思いは、住民の対話集会において、自分としてはゴミ問題を反対しておるんで反対だったかもしれませんが、予算をしておるとき、僕がそばで話しておるにもかかわらず、予算のまだこれからやるんだというような形で、住民から追及を受けた。なぜ予算の前にこういう印刷物ができるんだという話をされた。済みませんという言葉の連発で、結局終始した。その後、いろいろな人から私のところへ来る。私は、いや、あの場は座長は副議長だったと、僕じゃないんだと。僕らは、当日のことに対しては、そのときに一緒の場ではありましたが、相談も何も受けておりませんという話の中で、しかし、おまえ見損なったとまで言われました。それは、副議長とし、その座を預かる人としては、しっかりとまとめていってもらわなければ、大変に不満足であります。

また、さきに私も出しましたが、議会改革で決めております修正案の提出をして反対をするという形のことも、前回は守ってくれませんでした。

それと、今のここで話になっておりますのは、消防団での挨拶ではありますが、これは私も聞きましたし、その団員からも議会は大丈夫だろうかというような話もお聞きしました。それもまた、消防署と北方町の消防団との区別もつかないような発言をされたことについて、認識不足のようなことを言われたことについての批判でありました。そういったことも一例であります。

4点ほどで、私が言いたい部分でありますので、これは副議長として、その自覚も欠けているのではないかという思いから提案をさせていただきました。

○議長（立川良一君） 日比玲子君の退場を求めます。

〔10番 日比玲子議員 退場〕

○議長（立川良一君） 副議長の不信任決議をすることの動議を議題といたしたいと思います。これから採決をします。

この採決は、記名投票で行いたいと思いますけれども、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（立川良一君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に戸部哲哉君及び伊藤経雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（立川良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（立川良一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（立川良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。戸部哲哉君及び伊藤経雄君の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（立川良一君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち、賛成6票、反対3票。

以上のおり、賛成が多数であります。

動議は可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

〔10番 日比玲子議員 入場・着席〕

○議長（立川良一君） 日比玲子議員に申し上げます。

ただいま動議の投票を行いました。

結果、動議は賛成多数で可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了をいたしましたので、町長より挨拶を受けた  
いと思います。

町長。

○町長（室戸英夫君） 6月24日からきょうまでの間、第4回の定例議会を開会いたしましたところ、議員の皆さん方には慎重に御審議をいただきまして、私どもからお願いをいたしました同意案件、それから議案として御提案をさせていただきました3つの議案について、提案をさせていただきましたとおり御決定をいただきましてありがとうございます。

とりわけ工事の請負契約で、北方中学校のエアコンの設置工事請負契約の締結をお認めいただいたわけですが、御案内のように本当は一遍にやるといい仕事ですけれども、いろんな事情がございまして、これは3年間という長い期間をかけて、それぞれの学校に完備をしたいというものでございます。それだけに子供たちには、その間不便をかけるわけですが、皆さん方の御協力をいただいて、スムーズに工事が進みますように、また補正予算の御決定をいただいた内容につきましても、速やかにその実行に移らせていただくように慎重に運んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

どうぞ今後ともよろしく御協力、御指導いただきますようお願いを申し上げて、簡単でございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（立川良一君） ありがとうございます。

本定例会に付されました事件は全て終了をいたしました。

今、町長から挨拶を受けましたけれども、執行部と議会が一体になって、是々非々は出てきま  
すけれども、また真摯に取り組んでいきたいと思えます。

平成26年第4回北方町議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

閉会 午前11時27分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年6月27日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員